

(写)

4 三総政第382号

令和4年11月22日

三鷹市議会議長 土屋 けんいち 様

三鷹市長 河 村 孝

議案の送付について

令和4年第4回三鷹市議会定例会に提出するため、下記議案を別紙のとおり送付します。

記

- 議案第51号 三鷹市福祉Laboどんぐり山条例
- 議案第52号 三鷹市個人情報保護条例
- 議案第53号 三鷹市個人情報保護条例の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 議案第54号 三鷹市市民体育施設条例の一部を改正する条例
- 議案第55号 三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第56号 損害賠償の額の決定及び和解契約の締結について
- 議案第57号 三鷹市大沢野川グラウンドの指定管理者の指定について
- 議案第58号 三鷹市四小学童保育所A等及び三鷹市むらさき子どもひろばの指定管理者の指定について
- 議案第59号 三鷹市下連雀こでまり学童保育所の指定管理者の指定について
- 議案第60号 令和4年度三鷹市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第61号 令和4年度三鷹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第62号 令和4年度三鷹市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第63号 令和4年度三鷹市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第 51 号

三鷹市福祉Laboどんぐり山条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市福祉Laboどんぐり山条例

(目的及び設置)

第1条 在宅医療・介護に係る研究事業と介護人財の育成事業を通じて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会づくりを実現するため、三鷹市福祉Laboどんぐり山（以下「福祉Laboどんぐり山」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 福祉Laboどんぐり山の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 三鷹市福祉Laboどんぐり山

位置 三鷹市大沢四丁目8番8号

(事業)

第3条 福祉Laboどんぐり山は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 三鷹市在宅医療・介護研究センター

ア 在宅医療・介護に係る研究開発並びに企業及び大学等が行う当該研究開発の支援に関すること。

イ 在宅医療・介護に係る最新技術の導入及び活用支援に関すること。

ウ その他市長が必要と認めること。

(2) 三鷹市介護人財育成センター

ア 介護人財等を育成する研修実施に関すること。

イ 市民の介護に関する知識及び技術の習得に関すること。

ウ 介護事業者等の支援に関すること。

エ その他市長が必要と認めること。

(3) 三鷹市生活リハビリセンター

ア 介護が必要な高齢者等であって、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者（以下「入居者等」という。）に対し、日常生活に必要な生活動作を通して自立した生活の維持及び能力向上のために行うリハビリテーションを中心としたサービスの提供に関すること。

イ 入居者等の家族等に対して行う、在宅での介護に必要な知識及び技術を習得するための支援に関すること。

ウ その他市長が必要と認めること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

2 福祉Laboどんぐり山は、総合的な高齢者の福祉施設として、前項各号に掲げる事業を有機的に運営するものとする。

(指定管理者による管理)

第4条 福祉Laboどんぐり山は、その設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が管理を行うものとする。

2 指定管理者は、三鷹市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年三鷹市条例第13号）第4条第1号から第3号までのいずれにも該当するとともに、福祉Laboどんぐり山の適切な維持管理並びに第1条の目的の達成及び前条第1項各号に掲げる事業の実施に必要な能力及び実績を有するものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条第1項各号に掲げる事業の実施に関する業務

(2) 施設並びに設備及び器具の維持管理に関する業務

(3) 施設の使用の承認に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(受講料等の徴収)

第6条 指定管理者は、第3条第1項各号に掲げる事業を自主事業として行うときは、受講料その他必要な経費を徴収することができる。

(休館日)

第7条 福祉Laboどんぐり山の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、別表に掲げる施設のうち協働研究推進室（使用区分が1月の場合に限る。）及び生活リハビリセンター居室を使用する場合については、この限りでない。

(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第8条 福祉Laboどんぐり山の開館時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(使用の承認)

第9条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認を行うに当たり必要と認めるときは、その使用について必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を承認しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設並びに設備及び器具を損傷するおそれがあるとき。

(3) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公の選挙に関し、特定の候補者を支持するために使用するものと認められるとき。

(4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するために使用するものと認められるとき。

(5) 管理上支障があるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不相当と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、施設の使用を承認しないことができる。

(使用承認の取消し等)

第11条 指定管理者は、施設の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止させることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第9条第2項に規定する使用の条件に違反したとき。

(3) 公益上の必要が生じたとき。

(4) 災害その他の事故により使用することができなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不相当と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、施設の管理上必要があると認めるときは、施設の使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止させることができる。

(使用料等)

第12条 別表に掲げる施設の使用については、同表に定める使用料を徴収する。

- 2 第3条第1項第3号に規定する事業のサービスの提供を受ける者は、前項に規定するもののほか、規則で定める利用料を納入しなければならない。

(使用料等の減免)

第13条 市長は、指定管理者が第3条第1項各号に掲げる事業を自主事業として行うときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、市長は、規則で定める特別の理由があるときは、前条第1項の使用料及び同条第2項の利用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の不還付)

第14条 既に納入された使用料及び利用料は、還付しない。ただし、規則で定める特別の理由があるときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第15条 使用者は、施設を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更等の禁止)

第16条 使用者は、施設に特別の設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第17条 使用者は、その使用を終了したときは、使用した施設並びに設備及び器具を直ちに原状に回復しなければならない。第11条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、また同様とする。

(損害賠償の義務)

第18条 使用者は、施設並びに設備及び器具の使用に際して、これを損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は令和5年12月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による指定管理者の指定に関し必要な手続及び施設の使用に係る手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(検討)

3 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、適切な見直しを行うものとする。

別表(第7条、第9条、第12条関係)

施設名	使用区分	使用料
協働研究推進室	半日	500円
	1日	1,000円
	1月	30,000円
生活リハビリセンター居室	1日	1,800円
地域交流室	半日	市内団体 800円 市外団体 1,200円
	1日	市内団体 1,600円 市外団体 2,400円

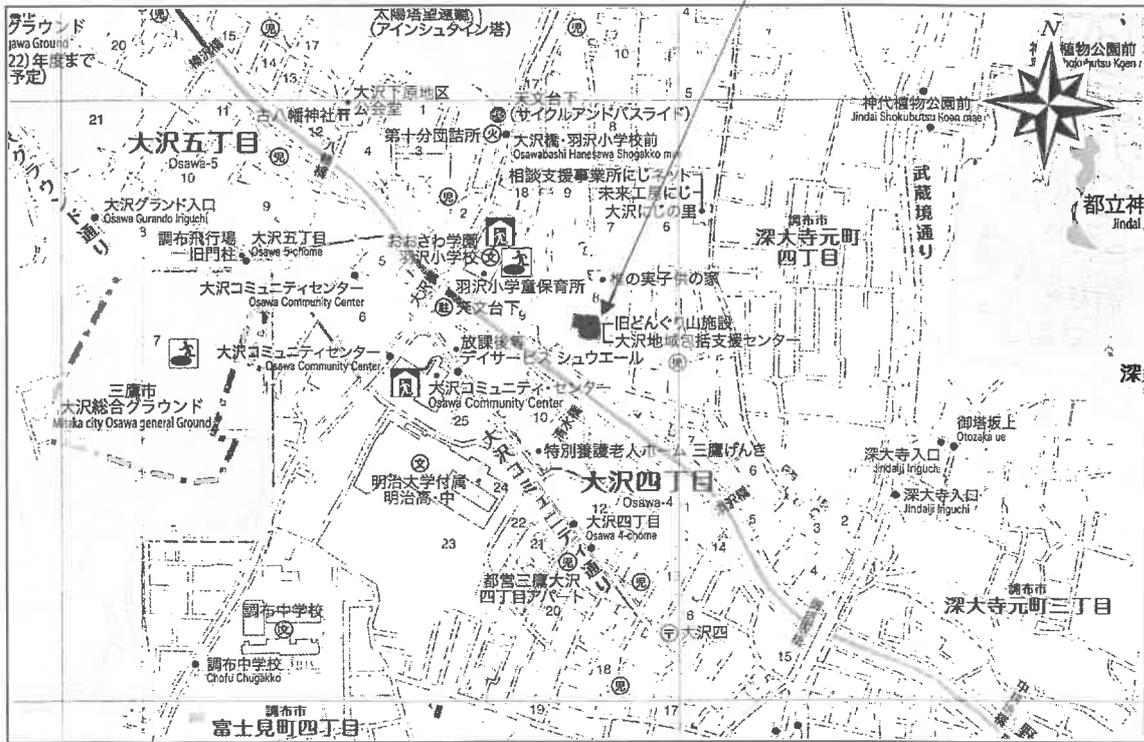
備考 地域交流室を使用できる者は、市内団体又は市外団体とする。市内団体とは市民(市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者をいう。)が構成員の半数以上を占める団体をいい、市外団体とは市内団体以外の団体をいう。

提案理由

在宅医療・介護に係る研究事業と介護人材の育成事業を通じて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会づくりを実現することを目的として、三鷹市福祉Laboどんぐり山を設置するため、本案を提出します。

案内図

三鷹市福祉Laboどんぐり山



議案第 52 号

三鷹市個人情報保護条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 11 月 30 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市個人情報保護条例

三鷹市個人情報保護条例（昭和62年三鷹市条例第29号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、個人情報の適正な取扱いを確保して個人情報を保護するとともに、個人情報の開示請求等の権利を保障し、もって市民の基本的人権を守ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（市の責務）

第3条 市は、個人情報の取得、保有及び利用をするに当たっては、市民の基本的人権を尊重し、個人情報の適正な取扱いに必要な措置を講じなければならない。

2 任命権者は、その所管職員に対して、個人情報の適正な取扱いに関する教育及び研修を行い、指導及び監督に努めなければならない。

3 市長は、市が出資し、又は事業運営費を助成している公共的な活動を行う団体及び市が加入している一部事務組合と協力を図り、個人情報の適正な取扱いに関し適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 全ての市民は、相互に基本的人権を尊重し、個人情報の保護に努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業の実施に当たって、個人情報の取得、保有及び利用をするときは、個人情報の適正な取扱いの重要性を認識し、個人情報に係る市民の基本的人権の侵害を防止する措置を講ずるよう努めなければならない。

（管理体制）

第6条 市は、法第66条に規定する安全管理措置を講じるため、規則で定めるところにより、個人情報保護統括責任者、個人情報保護責任者、個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者を置く。

(個人情報ファイル簿の作成等に関する届出)

第7条 実施機関が個人情報ファイル簿を作成しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更するときも、同様とする。

2 実施機関は、前項に規定する個人情報ファイル簿に係る個人情報ファイルの保有をやめたときは、遅滞なく、市長に対しその旨を届け出なければならない。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 実施機関は、法第75条第2項第1号のうち法第74条第2項第9号に係る部分の規定に関わらず、保有する個人情報ファイルであって本人の数が政令で定める数に満たないものについても、個人情報ファイル簿を作成し、公表するものとする。

2 法第75条(同条第2項第1号のうち法第74条第2項第9号に係る部分を除く。)の規定は、前項の規定により個人情報ファイル簿を作成し、公表する場合について準用する。

(個人情報ファイル簿の記載事項)

第9条 個人情報ファイル簿には、法第75条第1項に規定するもののほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示等の適正な請求)

第10条 保有個人情報の開示、訂正又は利用停止を請求しようとする者は、当該権利を濫用することなく、適正に請求を行わなければならない。

(開示請求等に対する決定)

第11条 実施機関は、保有個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求があったときは、法に規定する期間内において、速やかに当該請求の決定をするよう努めなければならない。

2 実施機関は、法第82条第2項の場合において、開示をしないことと決定した保有個人情報が、期間の経過により不開示情報に該当しなくなることが明らかであるときは、その期日を記載しなければならない。

(手数料等)

第12条 法第89条第2項の条例で定める手数料の額は、無料とする。

2 保有個人情報の開示において、当該保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付の方法により行う場合の当該写しの作成及び送付に要する費用は、規則で定めるところにより、開示請求者の負担とする。

(苦情の申出)

第13条 法及びこの条例により実施機関が行った自己に係る個人情報の取扱いについて苦情がある者は、当該実施機関に対して、書面によりその申出をすることができる。

(個人情報保護審査会)

第14条 法第105条第3項において準用する同条第1項及び行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項の規定により、市長の附属機関として、三鷹市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、審査請求等に係る実施機関の諮問に対する答申、調査審議その他の法及び行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 3 審査会は、個人情報の保護に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。
- 4 審査会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。会長は、会務を総理し、審査会を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 審査会は、会長が招集し、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 審査会は、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条に規定する調査権限のほか、審査請求の審査のため必要があると認めるときは、審査会に諮問をした同法第4条に規定する審査庁に対し、次に掲げる事項を求めることができるものとし、当該審査庁は、審査会から審査請求に係る個人情報の提示の求めがあったときは、これを拒んではならない。この場合においては、何人も、審査会に対し提示された個人情報及び提出された資料の開示を求めることができない。
 - (1) 審査請求に係る個人情報を審査会に提示すること。
 - (2) 審査請求に係る個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出すること。
- 8 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。
- 9 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた

後も同様とする。

10 審査会の庶務は、市長が定める部局において行う。

11 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(個人情報保護制度運営委員会)

第15条 法及びこの条例による個人情報保護制度の適正な運用を図るため、市長の附属機関として、三鷹市個人情報保護制度運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、個人情報保護制度の運用状況について実施機関から報告を受けるとともに、個人情報保護制度の運用について必要があると認める場合には、意見を述べることができる。

3 委員会の委員は、個人情報保護制度全般の運用に当たり、実施機関の必要に応じて意見の聴取を受けることができる。

4 実施機関は、次に掲げる場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、委員会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

5 委員会は、前項の規定による諮問に応じて調査及び審議をすることができる。

6 委員会は、規則で定める者について、市長が委嘱する委員18人以内をもって組織する。

7 委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

8 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

9 委員会は、委員長が招集し、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

10 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた

後も同様とする。

11 委員会の庶務は、市長が定める部局において行う。

12 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(特定個人情報保護評価審査会)

第16条 実施機関における特定個人情報保護評価の適正な運用を図るため、市長の附属機関として、三鷹市特定個人情報保護評価審査会（以下「評価審査会」という。）を置く。

2 評価審査会は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に係る第三者点検その他特定個人情報保護評価制度に関する事項について、実施機関の諮問を受けて調査及び審議をすることができる。

3 評価審査会は、個人情報の保護に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する委員3人をもって構成する。

4 評価審査会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 評価審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。会長は、会務を総理し、評価審査会を代表する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

6 評価審査会は、会長が招集し、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。評価審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 評価審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 評価審査会の庶務は、市長が定める部局において行う。

9 前各項に定めるもののほか、評価審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(事務の委託等)

第17条 実施機関は、個人情報の取扱いを外部に委託するときは、委託に関する契約書等に、委託された業務に係る個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を明記するとともに、当該業務の委託を受けた者に対して、個人情報の適正な取扱いを図るため、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(運用状況の公表)

第18条 実施機関は、個人情報保護制度に係る運用状況について、毎年1回以上公表するものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第20条 第14条第9項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正前の三鷹市個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）第3条第3項又は第28条第2項の規定によるその職務又は事務若しくは業務に関して知り得た旧個人情報保護条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

2 施行日前に旧個人情報保護条例第14条第1項若しくは第2項（旧個人情報保護条例第15条第2項、第16条第2項及び第17条第2項において準用する場合を含む。）、第15条第1項、第16条第1項若しくは第17条第1項の規定による請求又は第23条第1項の規定による苦情の申出がされた場合における自己に係る旧個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の利用等中止並びに是正その他必要な措置については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧個人情報保護条例第25条第1項の規定により市に置かれた三鷹市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）及び旧個人情報保護条例第26条第1項の規定により市に置かれた三鷹市個人情報保護委員会（以下「旧委員会」という。）に諮問がされた場合における旧個人情報保護条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

4 旧個人情報保護条例第25条第6項又は第26条第8項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際、現に旧個人情報保護条例第25条第3項の規定により委嘱されている旧審査会の委員は、この条例による改正後の三鷹市個人情報保護条例の規定により委嘱された三鷹市個人情報保護審査会の委員とみなし、この条例の施行の際、現に旧個人情報保護条例第26条第4項の規定により委嘱されている旧委員会の委員は、この条例による改正後の三鷹市個人情報保護条例の規定により委嘱された三鷹市個人情報保護制度運営委員会の委員とみなす。

第3条 この条例の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、この条例の施行後もなお従前の例による。

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正を踏まえ、個人情報の適正な取扱いを確保して個人情報を保護するとともに、個人情報の開示請求等の権利を保障することで、市民の基本的人権を守ることを目的として、本案を提出します。

議案第 53 号

三鷹市個人情報保護条例の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市個人情報保護条例の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(三鷹市情報公開条例の一部改正)

第1条 三鷹市情報公開条例(昭和62年三鷹市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 公開請求をしようとするものは、当該権利を濫用することなく、適正に請求を行わなければならない。

第6条第1項中「15日」を「30日」に改め、同項ただし書中「前条第3項」を「前条第4項」に改め、同条第2項中「、公開請求があつた日から起算して60日を限度として」を削り、「期間を」の右に「30日以内に限り」を加える。

(三鷹市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第2条 三鷹市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年三鷹市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

(三鷹市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第3条 三鷹市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和27年三鷹市条例第68号)の一部を次のように改正する。

第2条第33号を次のように改める。

(33) 個人情報保護制度運営委員会委員

第2条中第49号を削り、第48号を第49号とし、第34号から第47号までを1号ずつ繰り下げ、第33号の次に次の1号を加える。

(34) 特定個人情報保護評価審査会委員

第3条第2項中「第38号」を「第39号」に改め、「、第45号」を削り、「第46号」の右に「、第47号」を加え、同条第3項中「第37号」を「第38号」に、「第39号」を「第40号」に、「第44号」を「第45号」に改め、「、第47号」及び「、第50号」を削り、同条第4項中「第42号」を「第43号」に改める。

別表第2中

「

個人情報保護委員会委員	10,000円
-------------	---------

 」

を

個人情報保護制度運営委員会委員	10,000円
特定個人情報保護評価審査会委員	10,000円

に改める。

(三鷹市川上郷自然の村条例の一部改正)

第4条 三鷹市川上郷自然の村条例（平成2年三鷹市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

(三鷹市生涯学習センター条例の一部改正)

第5条 三鷹市生涯学習センター条例（平成28年三鷹市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

(三鷹ネットワーク大学条例の一部改正)

第6条 三鷹ネットワーク大学条例（平成17年三鷹市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

(三鷹市山本有三記念館条例の一部改正)

第7条 三鷹市山本有三記念館条例（昭和63年三鷹市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

(三鷹市美術ギャラリー条例の一部改正)

第8条 三鷹市美術ギャラリー条例（平成5年三鷹市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

(三鷹市桜井浜江記念市民ギャラリー条例の一部改正)

第9条 三鷹市桜井浜江記念市民ギャラリー条例（令和4年三鷹市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

(三鷹市芸術文化センター条例の一部改正)

第10条 三鷹市芸術文化センター条例（平成7年三鷹市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

第17条 削除

(三鷹市立アニメーション美術館条例の一部改正)

第11条 三鷹市立アニメーション美術館条例（平成13年三鷹市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

(三鷹市市民体育施設条例の一部改正)

第12条 三鷹市市民体育施設条例（昭和48年三鷹市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第19条を次のように改める。

第19条 削除

(三鷹市公会堂条例の一部改正)

第13条 三鷹市公会堂条例（昭和40年三鷹市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

第17条 削除

(三鷹市コミュニティ・センター条例の一部改正)

第14条 三鷹市コミュニティ・センター条例（昭和49年三鷹市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

(三鷹市中央通りタウンプラザ条例の一部改正)

第15条 三鷹市中央通りタウンプラザ条例（平成13年三鷹市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

第30条を次のように改める。

第30条 削除

(みたか井心亭条例の一部改正)

第16条 みたか井心亭条例（昭和63年三鷹市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

第17条 削除

(三鷹市健康福祉総合条例の一部改正)

第17条 三鷹市健康福祉総合条例（平成9年三鷹市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「三鷹市個人情報保護条例(昭和62年三鷹市条例第29号)」を「個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び三鷹市個人情報保護条例（令和4年三鷹市条例第 号）」に改める。

(三鷹市子どもひろば条例の一部改正)

第18条 三鷹市子どもひろば条例（平成11年三鷹市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

(三鷹市高齢者センター条例の一部改正)

第19条 三鷹市高齢者センター条例（昭和63年三鷹市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

(三鷹市牟礼老人保健施設条例の一部改正)

第20条 三鷹市牟礼老人保健施設条例（平成11年三鷹市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

(三鷹市立母子生活支援施設条例の一部改正)

第21条 三鷹市立母子生活支援施設条例（昭和45年三鷹市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

(三鷹市学童保育所条例の一部改正)

第22条 三鷹市学童保育所条例(昭和47年三鷹市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

(三鷹市北野ハピネスセンター条例の一部改正)

第23条 三鷹市北野ハピネスセンター条例(平成29年三鷹市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第27条を次のように改める。

第27条 削除

(三鷹市市民協働センター条例の一部改正)

第24条 三鷹市市民協働センター条例(平成15年三鷹市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第25条を次のように改める。

第25条 削除

(三鷹中央防災公園条例の一部改正)

第25条 三鷹中央防災公園条例(平成28年三鷹市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

第17条 削除

(三鷹市農業公園条例の一部改正)

第26条 三鷹市農業公園条例(平成16年三鷹市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

(三鷹市市民住宅条例の一部改正)

第27条 三鷹市市民住宅条例(平成13年三鷹市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第25条の3を削る。

(三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例の一部改正)

第28条 三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例(平成30年三鷹市条例第27

号)の一部を次のように改正する。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

(三鷹市特定個人情報保護条例の廃止)

第29条 三鷹市特定個人情報保護条例(平成27年三鷹市条例第18号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(三鷹市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 施行日前にこの条例による改正前の三鷹市情報公開条例第5条第1項の規定による請求がされた場合における市政情報の公開については、なお従前の例による。
(三鷹市特定個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 施行日前にこの条例による改正前の三鷹市特定個人情報保護条例(以下「旧特定個人情報保護条例」という。)第16条第1項若しくは第2項(旧特定個人情報保護条例第18条第2項、第19条第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第18条第1項、第19条第1項又は第20条第1項の規定による請求がされた場合における自己に係る特定個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の利用等中止については、なお従前の例による。

提案理由

三鷹市個人情報保護条例の全部改正に伴い、情報公開請求について決定期限の規定を改め、適切な運用を図るための規定を設けるとともに、非常勤の特別職職員について職名の変更及び職の新設をするほか、三鷹市特定個人情報保護条例を廃止することとし、併せて規定の整備を行うため、本案を提出します。

議案第 54 号

三鷹市市民体育施設条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市市民体育施設条例の一部を改正する条例

三鷹市市民体育施設条例（昭和48年三鷹市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第4備考に次のように加える。

- 4 1の表及び2の表に掲げる施設の個人使用（市民等に限る。）の場合、11回分の回数券（回数券の発行その他の取扱いは市長が別に定める。）を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の額の10回分に相当する額とする。

別表第5中「500円」を「1時間以内 300円
1時間を超え、20分までごとに 100円」に改め、同表中備考を備考1とし、同表備考に次のように加える。

- 2 使用料の上限額は、1日当たり1,200円とする。

附 則

この条例は、令和5年2月28日から施行する。ただし、別表第5の改正規定は、規則で定める日から施行する。

提案理由

三鷹市総合スポーツセンターの個人使用の場合、回数券を使用できるものとするほか、三鷹市大沢野川グラウンド駐車場の使用料の額を改定するため、本案を提出します。

議案第 55 号

三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例の一部を改正する 条例

三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例（平成30年三鷹市条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 自転車等駐車施設（第13条—第30条）」を「第3章 自転車等駐車場（第13条—第30条）」に、「第2節 サイクルシェア事業（第14条・第15条）」を「第2節 削除」に、「有料自転車等駐車施設」を「有料自転車等駐車場」に、「市立自転車等駐車施設」を「市立自転車等駐車場」に、「民間自転車等駐車施設」を「民間自転車等駐車場」に改める。

第2条第8号中「自転車等駐車施設」を「自転車等駐車場」に改め、同条中第11号から第13号までを削り、第14号を第11号とする。

第3条第5項及び第6項並びに第8条第2項中「自転車等駐車施設」を「自転車等駐車場」に改める。

第10条第4項中「自転車等駐車施設」を「自転車等駐車場」に、「市立自転車等駐車施設」を「市立自転車等駐車場」に改め、同条第5項中「市立自転車等駐車施設」を「市立自転車等駐車場」に改める。

「第3章 自転車等駐車施設」を「第3章 自転車等駐車場」に改める。

第13条第1項中「三鷹市立自転車等駐車場（以下「市立自転車等駐車場」という。）」を「市立自転車等駐車場」に改める。

第3章第2節を次のように改める。

第2節 削除

第14条及び第15条 削除

第3章中「第3節 有料自転車等駐車施設の管理運営」を「第3節 有料自転車等駐車場の管理運営」に改める。

第16条第1項中「及び市立サイクルシェア駐輪場」を削り、「有料自転車等駐車施設」を「有料自転車等駐車場」に改め、同条第2項中「有料自転車等駐車施設」を「有料自転車等駐車場」に改める。

第17条第1号及び第2号中「有料自転車等駐車施設」を「有料自転車等駐車場」に改める。

第18条第1項中「有料自転車等駐車施設」を「有料自転車等駐車場」に改め、同条第2項中「及び市立サイクルシェア駐輪場」を削る。

第20条第1項中「有料自転車等駐車施設」を「有料自転車等駐車場」に改める。

第3章中「第4節 市立自転車等駐車施設の利用の制限等」を「第4節 市立自転車等駐車場の利用の制限等」に改める。

第24条第1項中「有料自転車等駐車施設」を「有料自転車等駐車場」に、「市立自転車等駐車施設」を「市立自転車等駐車場」に改め、同条第2項各号列記以外の部分及び第2号中「市立自転車等駐車施設」を「市立自転車等駐車場」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「前3号」を「前2号」に、「市立自転車等駐車施設」を「市立自転車等駐車場」に改め、同号を同項第3号とする。

第25条の見出し中「市立自転車等駐車施設」を「市立自転車等駐車場」に改め、同条第2項中「有料自転車等駐車施設」を「有料自転車等駐車場」に改め、同項第4号を削る。

第26条から第28条までの規定中「市立自転車等駐車施設」を「市立自転車等駐車場」に改める。

第3章中「第5節 民間自転車等駐車施設の支援」を「第5節 民間自転車等駐車場の支援」に改める。

第29条の見出し中「民間自転車等駐車施設」を「民間自転車等駐車場」に改め、同条中「自転車等駐車施設」を「自転車等駐車場」に改める。

別表第2 三鷹台第2駐輪場の項及び三鷹台第5駐輪場の項を削る。

別表第3を次のように改める。

別表第3 削除

別表第4 サイクルシェア駐輪場の項を削る。

附 則

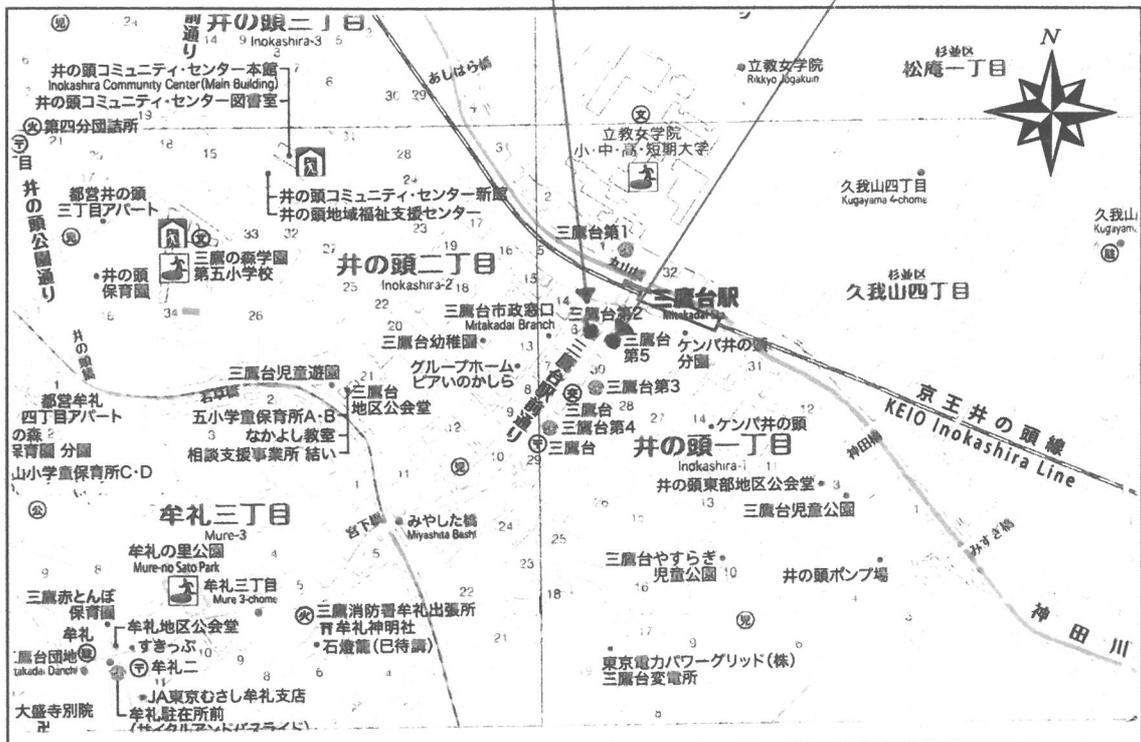
この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第2 三鷹台第2駐輪場の項を削る改正規定は、令和6年1月1日から施行する。

提案理由

サイクルシェア事業を廃止するとともに、三鷹台第2駐輪場及び三鷹台第5駐輪場並びに三鷹駅南口サイクルシェア駐輪場を廃止するほか、規定を整備するため、本案を提出します。

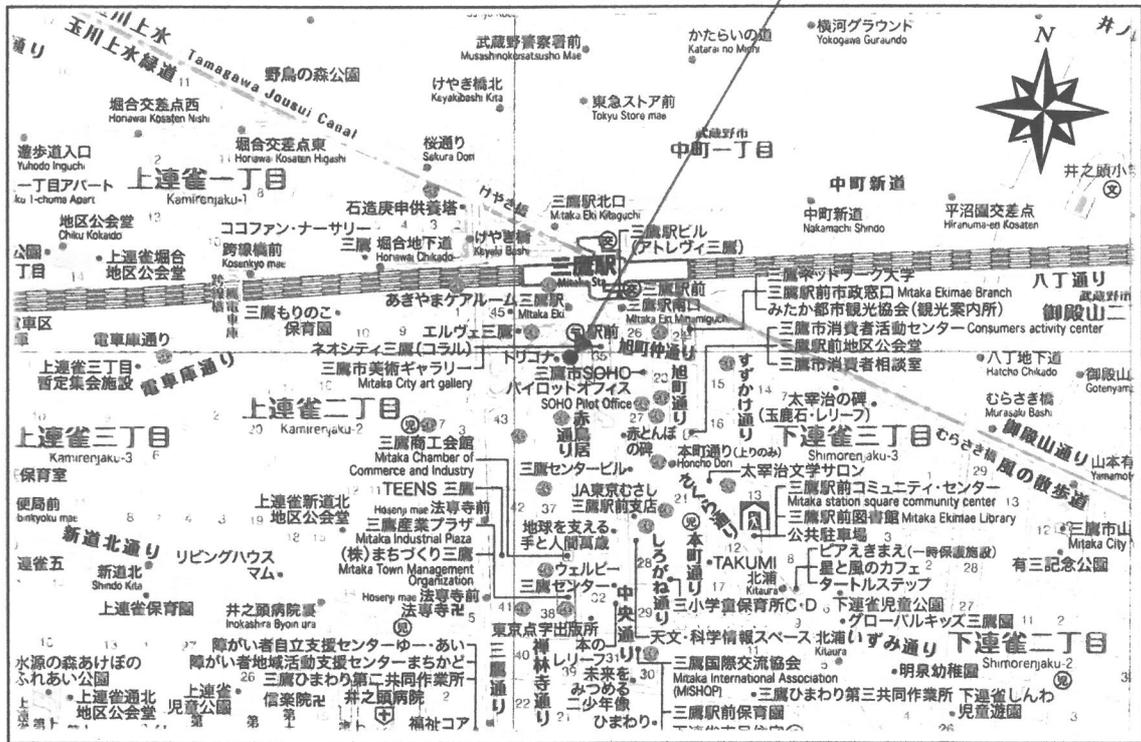
案内図

三鷹台第2駐輪場及び三鷹台第5駐輪場



案内図

三鷹駅南口サイクルシェア駐輪場



議案第 56 号

損害賠償の額の決定及び和解契約の締結について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

損害賠償の額の決定及び和解契約の締結について

令和3年6月1日午後7時ごろ、三鷹市道第318号線（三鷹市井口三丁目3番27号先付近）において、自転車走行中に転倒した際、鋭利に突出した塩化ビニル管に左手の平をついて負傷した。

この事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定するとともに、和解契約を締結する。

記

1 損害賠償の額

254万4,351円

2 損害賠償及び和解契約の相手方

三鷹市在住者

3 和解契約の内容

市は、相手方に対し損害賠償として254万4,351円を支払うことを約し、相手方は、今後本件に係る損害賠償の請求等を行わないことを約する。

提案理由

損害賠償の額の決定及び和解契約の締結を行うため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(議決事件)

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(第1号から第11号まで省略)

(12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関すること。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(以下省略)

議案第 57 号

三鷹市大沢野川グラウンドの指定管理者の指定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市大沢野川グラウンドの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、三鷹市大沢野川グラウンドの指定管理者を次のとおり指定する。

施 設	指定管理者	指定の期間
三鷹市大沢野川グラウンド 三鷹市大沢五丁目21番12号	三鷹市上連雀六丁目12番14号 公益財団法人 三鷹市スポーツと 文化財団	令和5年2月 1日から令和 9年3月31日 まで

提案理由

三鷹市大沢野川グラウンドの指定管理者を指定するため、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 (第1項及び第2項省略)

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第4項省略)

- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下省略)

議案第 58 号

三鷹市四小学童保育所A等及び三鷹市むらさき子どもひろばの指定管理者の指定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和4年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市四小学童保育所A等及び三鷹市むらさき子どもひろばの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、三鷹市四小学童保育所A等及び三鷹市むらさき子どもひろばの指定管理者を次のとおり指定する。

施 設	指定管理者	指定の期間
三鷹市四小学童保育所A 三鷹市下連雀一丁目25番2号	愛知県名古屋市東区葵三丁目 15番31号 株式会社 日本保育サービス	令和5年4月 1日から令和 10年3月31日 まで
三鷹市四小学童保育所B 三鷹市下連雀一丁目25番2号		
三鷹市六小学童保育所A 三鷹市下連雀六丁目13番1号		
三鷹市六小学童保育所B 三鷹市下連雀六丁目13番1号		
三鷹市南浦小学童保育所A 三鷹市下連雀九丁目6番28号		
三鷹市南浦小学童保育所B 三鷹市下連雀九丁目6番28号		
三鷹市連雀学園学童保育所 三鷹市下連雀七丁目10番15号		
三鷹市むらさき子どもひろば 三鷹市下連雀一丁目25番2号		

提案理由

三鷹市四小学童保育所A等及び三鷹市むらさき子どもひろばの指定管理者を指定するため、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 (第1項及び第2項省略)

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第4項省略)

- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下省略)

議案第 59 号

三鷹市下連雀こでまり学童保育所の指定管理者の指定について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年11月30日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

三鷹市下連雀こでまり学童保育所の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、三鷹市下連雀こでまり学童保育所の指定管理者を次のとおり指定する。

施 設	指定管理者	指定の期間
三鷹市下連雀こでまり学童保育所 三鷹市下連雀五丁目1番1号	東京都渋谷区広尾五丁目6番6号 株式会社 ポピンズエデュケア	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

三鷹市下連雀こでまり学童保育所の指定管理者を指定するため、本案を提出します。

参考法令

地 方 自 治 法 抜 粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 (第1項及び第2項省略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

(第4項省略)

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(以下省略)

議案第 60 号

令和 4 年度三鷹市一般会計補正予算（第 7 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 11 月 30 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 61 号

令和 4 年度三鷹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 11 月 30 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 62 号

令和 4 年度三鷹市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 11 月 30 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝

議案第 63 号

令和 4 年度三鷹市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 11 月 30 日

提出者 三鷹市長 河 村 孝